

議案第21号

鹿屋市手数料条例の一部改正について

鹿屋市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月22日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市手数料条例の一部を改正する条例

鹿屋市手数料条例（平成18年鹿屋市条例第85号）の一部を次のように改正する。

別表第2第6項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表第16項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表第27項及び第28項を次のように改める。

<p>27 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項及び次項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>ア 法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として市長が認めるものを添付する場合</p> <p>次に掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額（以下この項のアにおいて「基本額」という。）。ただし、当該認定申請に併せて法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、第1項に規定する額と同一の金額（以下この項及び次項において「加算額」という。）をそれぞれ加えた金額</p> <p>(ア) 住宅以外の用に供する建築物（以下この項及び次項において「非住宅建築物」という。）で、モデル建物法を用いて計算したもの</p>
---	---------------------------	---

a 床面積が300平方メートル未満のもの

10,000円

b 床面積が300平方メートル以上のもの

28,000円

(イ) 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの

10,000円

b 床面積が300平方メートル以上のもの

28,000円

(ウ) 住宅の用に供する建築物で、標準入力法を用いて計算したもの

a 一戸建ての住宅

6,000円

b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（以下この項及び次項において「共同住宅等」という。）

13,000円

c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等

26,000円

(エ) 住宅の用に供する建築物で、仕様基準によるもの

a 一戸建ての住宅

6,000円

b 床面積が300平方メートル未満の
共同住宅等

13,000円

c 床面積が300平方メートル以上の
共同住宅等

26,000円

(オ) 住宅の用に供する建築物と非住宅建
築物との複合建築物（以下この項及び
次項において「複合建築物」という。）

認定申請に係る一の複合建築物のそ
れぞれの部分の床面積の区分に応じ、
この項のアの(ア)から(エ)までに掲げる
金額を合計した金額

イ その他の場合

次に掲げる認定申請に係る建築物の区
分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金
額（以下この項のイにおいて「基本額」
という。）。ただし、当該認定申請に併せ
て法第54条第2項の規定により建築基準
関係規定に適合するかどうかの審査を受
けるよう申し出る場合にあっては、基本
額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、
加算額をそれぞれ加えた金額

(ア) 非住宅建築物で、モデル建物法を用
いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満の
もの

93,000円

b 床面積が300平方メートル以上の
もの

154,000円

(イ) 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの

237,000円

b 床面積が300平方メートル以上のもの

381,000円

(ウ) 住宅の用に供する建築物で、標準入力法を用いて計算したもの

a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅

38,000円

b 床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅

42,000円

c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等

77,000円

d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等

124,000円

(エ) 住宅の用に供する建築物で、仕様基準によるもの

a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅

21,000円

b 床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅

		<p>22,000円</p> <p>c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等</p> <p>40,000円</p> <p>d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等</p> <p>65,000円</p> <p>(オ) 複合建築物</p> <p>認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項のイの(ア)から(エ)までに掲げる金額を合計した金額</p>
28 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>ア 法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として市長が認めるものを添付する場合</p> <p>次に掲げる変更認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額（以下この項のアにおいて「基本額」という。）。ただし、当該変更認定申請に併せて法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額</p> <p>(ア) 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が300平方メートル未満のもの</p>

5,000円

b 床面積が300平方メートル以上のもの

14,000円

(イ) 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの

5,000円

b 床面積が300平方メートル以上のもの

14,000円

(ウ) 住宅の用に供する建築物で、標準入力法を用いて計算したもの

a 一戸建ての住宅

3,000円

b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等

6,000円

c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等

13,000円

(エ) 複合建築物

変更認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項のアの(ア)から(ウ)までに掲げる金額を合計した金額

イ その他の場合

次に掲げる変更認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げ

る金額（以下この項のイにおいて「基本額」という。）。ただし、当該変更認定申請に併せて法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額

(ア) 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの

46,000円

b 床面積が300平方メートル以上のもの

77,000円

(イ) 非住宅建築物で、標準入力法又は主要室入力法を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの

118,000円

b 床面積が300平方メートル以上のもの

190,000円

(ウ) 住宅の用に供する建築物で、性能基準によるもの

a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅

19,000円

b 床面積が200平方メートル以上の

		<p>一戸建ての住宅</p> <p style="text-align: right;">21,000円</p> <p>c 床面積が300平方メートル未満の 共同住宅等</p> <p style="text-align: right;">38,000円</p> <p>d 床面積が300平方メートル以上の 共同住宅等</p> <p style="text-align: right;">62,000円</p> <p>(e) 複合建築物</p> <p>変更認定申請に係る一の複合建築物 のそれぞれの部分の床面積の区分に応 じ、この項のイの(ア)から(ウ)までに掲 げる金額を合計した金額</p>
--	--	--

別表第2第30項中「第31項」を「第33項」に改め、同表第32項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、「第36条第2項」を「第41条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表第33項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の規定に基づく建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部改正等に伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の区分及び手数料を改定するなど所要の規定の整備を行いたいので、本案を提出するものである。